

協議会の意見等整理表

第 1 回協議会に関する意見等

	主な意見	計画への反映等
1	空家管理や巡回の行う事業検討、ふるさと納税でのメニュー化	第 4 中「3 管理促進の取組み」に組入
2	空家の活用の例を提示できるようにすると良い。 移住だけではなく、中短期の田舎暮らしなど、枠組みを広げて提案できれば良い。	第 5 中「1 空家等及び空家等の跡地の活用」に組入
3	研究会を設置し、イベントの開催等で様々な需要を掘り起こし、コロナ禍の中での市の役割や可能性を考えていく。	第 5 中「1 空家等及び空家等の跡地の活用」に組入
4	早い段階での活用に繋げるため、補助金等を拡充して貰いたい。	第 5 中「1 空家等及び空家等の跡地の活用」に組入
5	早い段階で空家の情報を把握し、活用に繋げる必要がある。 空家バンクへの登録や、区長等地域の相談役を持つ事が非常に重要である。	第 5 中「2 空家等流通の活性化」に組入
6	移住希望者に様々な制度がある事を情報提供すべきである。	第 5 中「2 空家等流通の活性化」に組入
7	I ターン者に向けて仕事が紹介できるような仕組みがあると良い。	第 5 中「2 空家等流通の活性化」に組入
8	空家の状態やコスト面での P R が必要。早急にシステム化して、流通できるようにする。 空家の購入等の意向を持つ方に、空家情報を提供できるようにすべき。	第 5 中「2 空家等流通の活性化」に組入

	主な意見	計画への反映等
9	詳細な調査により、実際に利用されているものは空家ではないと判断しても良く、年に1～2回程度しか利用されていないものは、状態が悪くなる前に積極的に利活用を考える事が必要。	第5中「2 空家等流通の活性化」に組入
10	空家所有者の意向調査の方法として訪問によることも行う。	第5中「2 空家等流通の活性化」に組入
11	相続放棄者に対しての指導を行うべきである。	第6中「2 事前指導等」に組入
12	緊急老朽空家の除却補助について、廃屋化する前の段階への対象拡大や上限額の引き上げが必要。	第6中「2 事前指導等」に組入
13	固定資産税の住宅用地の特例を除却後も適用するなど、危険空家の除却にインセンティブを与えることで、除却が促進されるのではないか。	特例の継続そのものは適用できません。インセンティブを与えるという趣旨については意見12で対応します。
14	代執行の予算を事前に確保しておく事により、危険な空家に対して素早く対応することは検討できないか。	代執行は、執行に至るまでの事務手続に一定の期間を要するものであり、その期間内に予算を確保する事で対応可能なため、記載しません。
15	建物が倒壊して瓦礫の状態となり、空家法では対応が困難なものについて景観や衛生上問題があり、何らかの対応が必要。補助金が検討できれば状況は変わってくるのではないか。	補助が得られるまで放置される事も想定され、空家対策の基本方針である、空家等の適切な管理や自発的な対処の促進を妨げる懸念があるため、記載しません。